

## 社会資本総合整備計画(地域住宅計画)の事後評価報告シート

1. 事後評価を実施した社会資本総合整備計画(地域住宅計画)	
①計画の名称	社会資本総合整備計画(地域住宅計画「東大阪市地域」)
②都道府県名	大阪府
③計画作成主体	東大阪市
④計画期間	平成21年度～25年度
⑤計画の目標	<p>『夢と活力ある元気都市・東大阪』を目指し、「東大阪市住宅マスタープラン」や市営住宅の総合的な活用計画である「東大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき効率的・合理的な施策を推進することにより公営住宅等のセーフティネットとしての機能充実に図るとともに、建物の不燃化や耐震化をすすめる等市街地の防災性の向上とあわせ「安全で住みよいまちづくり」を実現する。</p> <p>(施策の展開方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○老朽木造市営住宅等の建替え及び建物の安全性確保</li> <li>○最低居住水準を確保しバリアフリー化など住宅の質の向上を促進</li> <li>○東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づく民間の建物耐震化を促進する。</li> <li>○建物の不燃化による防災性の向上、消防活動や避難に寄与する防災道路の整備を行う。</li> </ul>
2. 事後評価の内容	
⑥実施体制・時期	東大阪市において評価を行う(平成26年5月)
⑦事後評価の結果	<p>指標① : 「バリアフリー化住宅の割合」</p> <p>定義 : 市営住宅におけるバリアフリー化された住宅の割合</p> <p>評価方法 : 市営住宅管理戸数に対するバリアフリー化された住宅の比率(H20・H25年度)</p> <p>結果 : 従前値: 50%(20年度)⇒目標値: 52%(25年度) ⇒実績値: 52%</p> <p>結果の分析 : 平成24年度に高井田住宅Ⅱ期建替事業が完了し、目標値を達成した。</p> <p>指標② : 火災警報装置設置率</p> <p>定義 : 市営住宅における火災警報装置設置戸数の割合</p> <p>評価方法 : 市営住宅において火災警報装置が設置された戸数(H20・H25年度)</p> <p>結果 : 従前値: 43%(20年度)⇒目標値: 100%(25年度) ⇒実績値: 98%</p> <p>結果の分析 : 対象住戸に対し、消防法に基づき防火安全対策の充実強化及び安全確保のため、火災警報器設置事業を実施したが、入居者の理解が得られず設置が未完了の住戸については、空家補修の際に設置し、今後も住民との調整を図り引き続き設置を進める。</p> <p>指標③ : 木造賃貸住宅が集積している区域内における不燃領域率</p> <p>定義 : 木造賃貸住宅が集積している区域内における耐火建築物面積や公共施設面積、6m以上道路面積の割合</p>

	<p>評価方法 : 地区内の不燃領域率[%](H20・H25年度)</p> <p>結果 : 従前値:29.5%(20年度)⇒目標値:30.9%(25年度) ⇒<u>実績値:30.9%</u></p> <p>結果の分析 : 平成23年度および平成24年度に防災道路岩田38号線道路拡幅事業を実施、平成25年度に防災道路B号線道路拡幅事業を実施し、各買収部分の防災道路拡幅等により、目標値を達成した。</p>
⑧結果の公表方法	東大阪市のホームページ・窓口にて公表
3. 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等	
⑨今後の住宅施策の取組への反映	事後評価の結果を踏まえ、次期地域住宅計画においても引き続き「東大阪市公営住宅等長寿命化計画」等の住宅に関する計画に基づく施策の重点的な推進をはかり、東大阪市域の課題に対応した取り組みを進める。
⑩その他	(特記すべき事項があれば記載)

※この事後評価は別添の地域住宅計画について行ったものである。